

公益社団法人日本伝熱学会 優秀プレゼンテーション賞委員会運営規程

平成 12 年 12 月 2 日 制定

令和 8 年 4 月 11 日 改定

(名 称)

第 1 条 本委員会は、優秀プレゼンテーション賞委員会（以下「本委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本委員会は本会の若手研究者の学会活動を盛んにすることを目的とし、第 3 条に規定する事業を実施する。若手研究者とは、当該年度の 4 月 1 日時点において 28 歳以下の正会員または学生会員をいう。

(事 業)

第 3 条 本委員会は前条の目的を達成するため、若手研究者を対象とする次の事業の企画および実施にあたる。

- (1) 研究発表講演会における若手研究者の優秀プレゼンテーション賞の選定および表彰
- (2) 若手研究者の学会活動活性化に資するその他の事業

(優秀プレゼンテーション賞委員会の構成)

第 4 条 本委員会の設置、構成および委員に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本委員会は企画部会のもとに設置する。
- (2) 本委員会は、委員長、幹事のほか、各支部から選出された委員各 1 名をもって構成する。
- (3) 委員長は、伝熱学会の会期ごとに企画部会長が推薦し、会長が委嘱する。
- (4) 委員長および幹事の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、原則として 2 期務めるものとする。
- (5) 委員長は、会期ごとに幹事および各支部から選出された委員各 1 名を委員として推薦し、会長が委嘱状を発行する。ただし、委員長および幹事は、各支部から選出された委員を兼ねることができる。
- (6) 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(経 費)

第 5 条 本委員会の経費は本会の負担とし、本会の事業年度の初めに本委員会に交付する。その金額の算出基準は別に定める。

(事業計画および予算)

第 6 条 委員長は、各会期の初めに当該年度の事業計画案および収支予算案を作成し、理事会の承認を得るものとする。

(運 営)

第 7 条 本委員会は、委員長と幹事のほか、担当副会長、企画部会長が運営にあたるものとする。

(会 期)

第 8 条 本委員会の会期は 1 年とし、これを 1 期とする。

(事業報告)

第9条 委員長は、当該期の事業報告を理事会に提出しなければならない。

付 則

1. 本規程の改正は理事会の承認を得て行う。

以上